4. 療養通所介護

〈改定事項〉

- ①定員数の見直し
- ②栄養改善の取組の推進
- ③運営推進会議の開催方法の緩和
- 4介護職員処遇改善加算の見直し

1定員数の見直し

〈概要〉

○療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援 等を実施している事業所が多いことを踏まえ、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、 定員数を引き上げることとする。【省令改正/地域密着型基準第40条の3関係】

〈基準〉

〈現行〉 〈改定後〉

利用定員 9人以下 ⇒ 利用定員 18人以下

②栄養改善の取組の推進

〈概要〉

〇管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

〈単位数〉

〈現行〉 〈改定後〉

なし ⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位/回(新設)

※6月に1回を限度とする

〈算定要件等〉

〇サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の 栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で 共有した場合に算定する。

③運営推進会議の開催方法の緩和

〈概要〉

- ○運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数 の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
 - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

4介護職員処遇改善加算の見直し

〈概要〉

- ○介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された 単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、 これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- 〇その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

〈算定要件等〉

- ○介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。
 - ※平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状况等を踏まえ、今後決定。

1			Ī
改 正 後		改正前	
Q L Q		<u> </u>	
2の2 地域密着型通所介護費		2の2 地域密着型通所介護費	
イ 地域密着型通所介護費		イ 地域密着型通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(1) 所要時間3時間以上 <u>5時間</u> 未満の場合	
————————————————————————————————————	407単位	————————————————————————————————————	426単位
□ 要介護 2	466単位	二 要介護 2	488単位
三 要介護 3	527単位	⊝ 要介護 3	552単位
四 要介護 4	586単位	四 要介護 4	614単位
田 要介護 5	647単位	(五) 要介護 5	678単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合		(新設)	
<u>─</u> <u>要介護 1</u>	426単位		
<u>二</u> <u>要介護 2</u>	488単位		
<u>三</u> <u>要介護 3</u>	552単位		
<u>岡</u> <u>要介護 4</u>	614単位		
<u> </u> <u>要介護 5</u>	678単位		
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
→ 要介護 1	641単位	→ 要介護 1	641単位
□ 要介護 2	757単位	二 要介護 2	757単位
三 要介護 3	874単位	三 要介護 3	874単位
四 要介護 4	990単位	四 要介護 4	990単位
面 要介護 5	1,107単位	(五) 要介護 5	1,107単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		(新設)	
<u></u> 要介護 1_	662単位		
□ 要介護 2	782単位		
三 要介護 3	903単位		

<u>呵</u> <u>要介護 4</u>	1,023単位
<u>国</u> 要介護 <u>5</u>	1,144単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(→) 要介護 1	735単位
二 要介護 2	868単位
(三) 要介護 3	1,006単位
四 要介護 4	1,144単位
田 要介護 5	1,281単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
<u>一</u> 要介護 1	764単位
□ 要介護 2	903単位
<u>三</u> 要介護 3	1,046単位
<u>呵</u> 要介護 4	1,190単位
<u>国</u> 要介護 5	1,332単位
口 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	1,007単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,511単位
注1・2 (略)	
3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用	者に対して、
	D3 35 A 3# 3 73

- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定地域密着型通所介護を行 う場合は、<u>イ(2)</u>の所定単位数の100分の70に相当する単位数を 算定する。
- 4 イについて、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間<u>8時間</u>以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間<u>8時間</u>以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(3)	所要時間	7時間以	上9	時間未満の場合
-----	------	------	----	---------

()	要介護 1	735単位
(要介護 2	868単位
(\equiv)	要介護3	1,006単位
(四)	要介護4	1,144単位
(<u>F</u>)	要介護 5	1,281単位
(新計	^교)	

口 療養通所介護費

- (1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合1,007単位(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合1,511単位注1・2 (略)
 - 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定地域密着型通所介護を行 う場合は、<u>イ(1)</u>の所定単位数の100分の70に相当する単位数を 算定する。
 - 4 イについて、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間<u>7時間</u>以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間<u>7時間</u>以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ~ホ (略)

5 イについて、共生型地域密着型サービス(指定地域密着型サ ービス基準第2条第6号に規定する共生型地域密着型サービス をいう。以下この注において同じ。) の事業を行う指定生活介 護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以 下この注において「指定障害福祉サービス等基準」という。) 第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。) が当該 事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護(指定地 域密着型サービス基準第37条の2に規定する共生型地域密着型 通所介護をいう。以下この注において同じ。)を行った場合は 、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型 地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事 業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する 指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練 (生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第 1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)が 当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行 った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定 し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所 (児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この注 において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定 する指定児童発達支援事業所をいい、主として重症心身障害児 (児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定す る重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。)を通わ せる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4 条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を 除く。) が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通 イ~ホ (略) (新設) 所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

- 6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所 において、注5を算定している場合は、生活相談員配置等加算 として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 通所介護費及び地域密着型通所介護費における生活相談員配置等 加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 生活相談員を一名以上配置していること。
- <u>ロ</u> 地域に貢献する活動を行っていること。

 $\underline{7} \sim \underline{9}$ (略)

10 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所 において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価 を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機 能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加 算する。ただし、注11を算定している場合は、1月につき100 単位を所定単位数に加算する。 (新設)

<u>5</u>~<u>7</u> (略) (新設)

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
 - 通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及 び介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加 算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテ ーション事業所(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に 規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ 。)若しくは医療提供施設(医療法(昭和二十三年法律第二百 五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院 にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中 心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに 限る。第三十四号の三イ及び第四十二号の三において同じ。) の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号 において「理学療法士等」という。)が、当該指定通所介護事 業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所 介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪 間し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生 活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という 。)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、 自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決 すべき課題を把握することをいう。)、利用者の身体の状況等 の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- 口 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能 向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等 が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供してい ること。
- 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等

を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること

0

11 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算(1)

46単位

口 個別機能訓練加算(II)

56単位

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準
 - イ 個別機能訓練加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合する こと。
 - (1) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能 訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士 、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指 圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については 、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整 復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指 導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経 験を有する者に限る。) (以下この号において「理学療法士 等」という。)を一名以上配置していること。
 - (2) (略)
 - (3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
 - (4) (略)

8 (略)

口 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所 において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価 対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日 の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従 い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(I)

3 単位

ロ ADL維持等加算(II)

6 単位

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 <u>通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算</u> の基準
 - <u>ADL維持等加算(I)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合する</u> こと。
 - (1) 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して六月以上利用し、かつ、その利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)において、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。)の総数が二十人以上であること。
 - (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十五以上であること。

(新設)

- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回 の法第二十七条第一項の要介護認定又は法第三十二条第一項 の要支援認定があった月から起算して十二月以内である者の 占める割合が百分の十五以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から 起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し 、その評価に基づく値(以下この号において「ADL値」と いう。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省 に当該測定が提出されている者((5)において「提出者」とい う。)の占める割合が百分の九十以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したA DL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除し で得た値(以下「ADL利得」という。)が多い順に、提出 者の総数の上位百分の八十五に相当する数(その数に一未満 の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)の 利用者について、次の一から回までに掲げる利用者の区分に 応じ、当該一から回までに定める値を合計して得た値が零以 上であること。

 - □ ADL利得が零の利用者 零
 - (三) ADL利得が零未満の利用者 マイナスー
- <u>ロ</u> <u>ADL維持等加算(II)</u> <u>次に掲げる基準のいずれにも適合する</u> こと。
 - (1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。
 - (2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護 事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者の ADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出しているこ と。

|※ 別に厚生労働大臣が定める期間の内容は次のとおり。

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介 護費の注12の厚生労働大臣が定める期間

加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月 までの期間

13 • 14 (略)

15 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ <u>当該事業所の従業者として又は外部との連携により</u>管理栄養士を1名以上配置していること。

口~ホ (略)

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加

9 • 10 (略)

11 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

口~ホ (略)

(新設)

算を算定している場合は算定せず、当該利用者が栄養改善加算 の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改 善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介 護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模 多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型 特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介 護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活 介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機 能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における 栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで 、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号まで に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

$17\sim22$ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指 定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定め る基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通 所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数 を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)~(4) (略)

二 介護職員如遇改善加算

$12\sim17$ (略)

ハ サービス提供体制強化加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指 定地域密着型通所介護を行った場合又は別に厚生労働大臣が定め る基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定療養通 所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数 を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算(1)を算定してい る場合においては、サービス提供体制強化加算(II)は算定しない。 $(1)\sim(4)$ (略)
- 二 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介 護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月 31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める 期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては 次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介 護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月 31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。

 $(1)\sim(5)$ (略)

2-2 地域密着型通所介護費

				ŧ	±	连	连	Œ	Œ	£	Æ	Ē				Ě	æ	Æ	差	连	Æ	Œ	Œ	Œ	Æ
			利用者の数 が利用定員	看護・介護職 員の員数が	2時間以上3 時間未満の	8時間以上9時 間未満の通所	共生型地域 密着型通所	生活相談員配置等加算	中山間地域 等に居住する	入浴介助を 行った場合	中重度者ケ ア体制加算	生活機能向 上連携加算	個別機能訓 練加算(I)	個別機能訓 練加算(II)	ADL維持等 加算(I)	ADL維持等 加算(II)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	栄養スクリー ニング加算	口腔機能向 上加算	個別送迎体 制強化加算	入浴介助体 制強化加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら対回する者!	事業所が送 迎を行わない
	基本部分		を超える場合	基準に満たな い場合	適所介護を 行う場合	介護の前後に 日常生活上の 世話を行う場合	介護を行う場合		者へのサービ ス提供加算									人加算						始被容等型语	場合
						E 80 E 1) 7-8 H																		所介護を行う場 合	
Ļ									ļ								ļ								
Ш		要介護1 (407 単位) 要介護2 (466 単位)																							
) 3時間以上4時間未満	東京語2 (527 単位)																							
Ш		要分課4 (586 単位)																							
		要介護5 (647 単位)																							
		要介護1 (426 単位)																							
	D 4時間以上5時間未進	要介護2 (488 単位) 要介護3 (552 単位)			×70/100																				
П		表介護4 (614 単位)																							
		要介護5 (678 単位)																							
Ш		要介護1 (641 単位)					推定生活介護事																		
		要介護2 (757 単位)					東斯が行う場合 ×93/100																		
10	1) 5時間以上6時間未満	要介護3 (874 単位) 要介護4 (990 単位)					推定自立訓練事 業所が行う場合		l l			18000													
20 00		要充满5 (1,107 単位)					×95/100	18009		18000	18009	+200単位 地ただし、個別機 地間は10円を開	18009	18000	18000	1,90000	18009	18000	1BC08 +15080		1日につき +150単位				
20.00		委介護1 (662 単位)					指定児童発達支 援事業所が行う場 合	+13単位		+50単位	+45単位	提供額が算を算 定している場合 は、1月につき+1	+46単位	+56単位	1月に9き +3単位	+6単位	+60単位	+60単位	(月2回を 原皮)		(月2回を 順度)				
		東京議2 (782 単位)					×90/100					00単位								18098					
更	i) 6時間以上7時間未満	要介護3 (903 単位) 要介護4 (1,023 単位)	×70/100	×70/100			推定放課後等デイ サービス事業所が おう場合		+5/100											+5単位 (6月に1回を 回検)				1日につき -94単位	升速につき -47単位
Ш		東京議会 (1,144 単位)					行3場合 ×90/100																		
l		要介護1 (735 単位)																							
Ш		要介護2 (868 単位)							i i																
()7時間以上8時間未満	要介護3 (1,006 単位)																							
		要介護4 (1,144 単位) 要介護5 (1,281 単位)																							
l		要分類1 (764 単位)				DESTRUCTION OF STREET																			
Ш		長介護2 (903 単位)				10時間によ10時間高級の場合 +100年度 11時間によ12時間高級の場合 +100年度 11時間によ12時間高級の場合																			
(i) 8時間以上9時間未満	要介護3 (1,046 単位)				+110MQ (20MBL 3/120MBARORO																			
		要介護4 (1,190 単位) 要介護5 (1,332 単位)				+200条位 13時間以上14時間未満の後か +250条位			l l																
H) 3時間以上6時間未満	K // 40 (1,002 単位)				$\overline{}$							\Box	Ь——			J	L							
2	(1, 007#H	(2)																							
频表																						1日につき +210単位	1日につき +60単位		
分 (6時間以上8時間未満 (1,511単) 	(m)																							
**	(1, 51138)	u.)							L												l				

İ	(1) サービス提供体制協力協算(1)イ (1回につき)	10単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(1)D (1間につき	12単位を加算)
強化批算	(3) サービス提供体制強化加算(E) (1回ニつき	6.物处表级第3
	(4) サービス提供体制強化加算(車) (1期につき	6.物处表级第3

	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員知過改善加算(E) (1月につき +所定単位×43/1000)	
二 介接聯員知语 改善加算	(3) 介護職員処遇改善加算(目) (1月につき 十所定単位×23/1000)	
	(4) 介護職員知過改善加算(W) (1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)	

14